

東水企第8-102号  
東部地域広域水道企業団告示第4号

PPA方式による東部地域広域水道企業団水道施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル受託候補事業者特定審査委員会設置要綱を次のとおり告示する。

令和6年8月29日

東部地域広域水道企業団  
企業長 小林 信保

PPA方式による東部地域広域水道企業団水道施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル受託候補事業者特定審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、PPA方式による東部地域広域水道企業団水道施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル実施要綱（令和6年告示第3号。以下「実施要綱」という。）に従って受託候補事業者を特定するため、実施要綱第10条の規定に基づいて設置するPPA方式による東部地域広域水道企業団水道施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル受託候補事業者特定審査委員会（以下「特定審査委員会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 特定審査委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 受託候補事業者を特定するための方法及び評価基準の決定
- (2) 企画提案書等の審査及びに受託候補事業者の特定
- (3) その他プロポーザル方式による受託候補事業者の特定のために必要な事項

(組織)

第3条 特定審査委員会の委員長は事務局長をもって充てる。

2 特定審査委員会の副委員長は、事務局次長をもって充てる。

3 特定審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務・営業担当リーダー
- (2) 建設・施設担当リーダー
- (3) 委員長が認める者

(会議)

第4条 委員長は特定審査委員会を招集し、会議の議長となる。

2 特定審査委員会は、委員の3分の2以上の出席があつて、これを開催することができる。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 特定審査委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、特定審査委員会に委員以外の者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を保持し、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、当該プロポーザルに関与してはならない。委員が当該プロポーザルに関与したことが判明したときは、特定審査委員会はその委員が関与したプロポーザルを審査対象から除くものとする。

(守秘義務)

第7条 委員及び特定審査委員会に出席したものは、審査の過程において知り得る情報を他に漏らしてはならない。ただし、東部地域広域水道企業団が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第8条 特定審査委員会の庶務は、総務担当において処理する。

2 東部地域広域水道企業団の関係各担当は、必要が生じたときは、総務担当に協力する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特定審査委員会の運営等に関する必要な事項は、特定審査委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年8月29日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この告示は、令和7年9月30日限りその効力を失う。